

自衛隊法の一部を改正する法律案骨子

令和 3 年 3 月 26 日

一 自衛隊の本来任務として、海上保安庁等に対する物品又は役務の提供を明記

- 1 防衛大臣は、国土交通大臣から要請があった場合において、海上保安庁が海上又は離島における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のための警備を行うことを確保するために必要があると認めるときは、海上保安庁に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施し、又は防衛省の機関若しくは部隊等による役務の提供を行わせることができること。
- 2 防衛大臣は、都道府県知事から要請があった場合においても、1と同様、都道府県警察に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施し、又は防衛省の機関若しくは部隊等による役務の提供を行わせることができること。この場合においては、都道府県知事は、都道府県公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。
- 3 2の要請が行われない場合であって、国家公安委員会が特に必要があると認めて防衛大臣に対し要請を行ったときも、2と同様とする。この場合においては、国家公安委員会は、当該要請に係る都道府県知事及び都道府県公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。
- 4 1から3による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信その他政令で定める業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。
- 5 1から3による物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

二 自衛隊の本来任務として、情報収集その他の警戒監視措置を明記

- 1 防衛大臣は、公共の秩序の維持を図るため、部隊等に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができる。
- 2 1を実施する際の自衛隊の権限について規定すること。

※治安出動下令前の情報収集の際の武器使用(92条の5)と同程度のものを想定。

三 その他

その他所要の規定を整備すること。

〔参考 1〕本改正案で明記される任務に係る武器使用権限について

- 一の物品役務の提供については武器使用権限の規定を設けないが、現行法の 95 条に基づき武器使用権限が認められることとなる。

(自衛隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料(以下「武器等」という。)を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

- 二の警戒監視措置については、92 条の 5 に相当する武器使用権限規定を設ける予定。

(治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用)

第九十二条の五 第七十九条の二の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

〔参考 2〕政府が現行で根拠とする条文について

①物品・役務の提供について

- 国家行政組織法（抄）

(組織の構成)

第二条 (略)

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

※防衛省設置法や自衛隊法には根拠となる規定は見当たらない。

※国会答弁として、海上自衛隊を辺野古沖に派遣した法的根拠に関して「国家行政組織法 2 条に基づく一種の官庁間協力」と述べたものがある〔166 国会衆安全保障委員会（平成 19 年 5 月 24 日）の山崎政府参考人答弁〕。

②警戒監視措置について

○防衛省設置法（抄）

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

（略）

十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。